

徳島県情報公開審査会答申第203号

第1 審査会の結論

徳島県教育委員会が行った公文書部分公開決定については、これを取り消すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年7月12日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「通学区域制に関する有識者会議の議事録全て」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対応する公文書として次の5件の公文書を特定し、それぞれ条例第8条第3号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年7月26日に審査請求人に通知した。

- ①第1回通学区域制に関する有識者会議の議事録（以下「公文書1」という。）
- ②第2回通学区域制に関する有識者会議の議事録（以下「公文書2」という。）
- ③第3回通学区域制に関する有識者会議の議事録（以下「公文書3」という。）
- ④第4回通学区域制に関する有識者会議の議事録（以下「公文書4」という。）
- ⑤第5回通学区域制に関する有識者会議の議事録（以下「公文書5」という。）

3 審査請求

令和元年9月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年7月21日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公開決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

公立高校の学区制見直しは、中学生の進路や公立高校の在り方など県民生活に大きな影響を与えるもので、県民の強い関心がある。実施機関の見直し方針に非常に大きな影響を与えた通学区域制に関する有識者会議（以下「本件有識者会議」という。）において、多様な意見がどのように検討・反映されたのか、特定の誰かによる議論の誘導がなかったかなどを、議事録から県民が検証できるようにする必要性は高い。公表されている「会議の概要」については、結論部分を書いているものがほとんどであり、肝心の議論の過程が明らかになっていない。非公開の会議であっても議事録の開示を命じた平成30年11月14日の福井地裁判決（以下「福井地裁判決」という。）がある中で、非公開会議だから議事録も非公開とする実施機関の判断は間違っている。本件有識者会議からの報告書の提出が終わり、委員の意思決定の中立性が損なわれるおそれなくなった現段階において、議事録内で黒塗りになっている箇所は、非公開情報に該当しない。

(2) 反論書

本件有識者会議の議事録については、憲法や各種法令等に照らし、会議の透明性確保のため、その全てを開示すべきものと捉えるべきである。

次に、弁明書における実施機関の認否事項について、次のとおり反論する。

ア 通学区域制の見直しは、実施機関も認めるとおり、県民の強い関心事である。公文書管理法（平成21年法律第66号）の趣旨にのっとり、教育行政の適正かつ効率的運営、現在及び将来の国民への説明責任を果たすために、本件有識者会議議事録の全てを公開すべきである。

イ 実施機関が公表している「会議の概要」は、各回における会議の結論部分をまとめただけの内容となっており、議論の過程を明らかにした内容とはなっておらず、県民に対する説明責任を果たすには不十分である。議事録の公開は、本件有識者会議の各委員にとっても、県民を代表し、公費からの報酬を得て行った自らの協議の正当性を証明する上で大きな意味がある。

また、座長が各会合の後に報道機関の取材に対応したことは、県民の知る権利を尊重し、県民全体に対する説明責任を全うすることを目的とする県の情報公開制度の趣旨に鑑みると、議事録の公開非公開を判断する上で特別考慮されるべき事情ではない。

ウ 本件処分について、実施機関は、計画の次回見直しまでの期間の長短を主張するが、各種計画をその時々状況に合わせて随時見直しながら実行していくのは、行政機関を含む社会全体においてごく当たり前の行為であり、議事録の公開の是非に何ら関係するものではない。

また、実施機関は、各方面からの働きかけにより意思決定の中立性が阻害されるおそれがある旨主張しているものの、関係者の利害が対立する事案の場合、審議過程をオープンにして多様な提言をする機会を保障することで、バランスのとれた議論につながる。

エ 福井地裁判決にある大野市学校教育審議会においても委員の氏名は公表しており、本件有識者会議の状況と変わりはない。また、本件有識者会議では「会議の概要」で出席者の人数は記されているものの、出席委員の氏名は書いていない。

オ 福井地裁判決においては、出席委員や発言者の氏名の公開・非公開については争点とはなっていないものの、本件有識者会議の委員の氏名については、公務員の職務遂行情報に準ずるものとして、公開情報にすべきである。県内においても、小松島市の小学校再編のための審議会（平成29年）のように、委員名や発言者

名を明示して詳細な議事録を公開している事例がある。

また、本件有識者会議の議事録に関しては、現在及び後世の県民が学区制を巡る議論を検証できるようにするためにも、議事録にある発言者名も含めて公開をすべきである。

カ 実施機関は、福井地裁判決に対して校種の違いを主張するが、議事録の公開・非公開の判断には全く関係ない。

キ 実施機関は、会議資料として公開している市町村教育委員会や中学校PTA会長を対象としたアンケートの結果資料からは、回答者のある程度絞ることができる記述も散見された。

しかしながら、アンケートの結果の公開によって、各教育委員会やPTA会長に不当な働きかけが行われたという話は聞いたことがない。

PTA会長の個別意見が公開できるのであれば、より立場の重い本件有識者会議の委員の意見も公開すべきである。

ク 条例第8条第3号に規定する「おそれ」については、抽象的なものではなく、公開することの公益性を考慮してもなお看過し得ないほどの支障が生じる場合と解釈するのが相当である。

実施機関は、委員に対し様々な働きかけが行われる可能性があること及び事実確認が不十分な情報が議論に含まれることを非公開理由として挙げているが、これは、ほとんどの審議会や有識者会議が持つ可能性である。また、有識者会議の委員の氏名が公開されているにもかかわらず、現在に至るまで各委員に不当な働きかけがあったという話も聞かない。

実施機関が主張する「おそれ」の蓋然性は低く、議事録公開による公益性が上回ることは明白である。

ケ 実施機関は否定しているが、「非公開の会議は議事録も非公開」という運用を行っている。実施機関が非公開会議の議事録を開示した事例があるのであれば、証拠を示すべきである。

コ 実施機関は、公表しないという信頼関係に基づいて得られた外部有識者の意見を一方的に公開することは、今後、同種の会議において幅広く人材を確保することが困難となり、率直な意見交換を妨げることにつながる旨主張するが、そもそも「議論の過程を公表しない」ことを事前に約束して、委員を委嘱すること自体が問題である。

サ 平成12年度に学区外流入率の見直しなどを検討した「県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会」の審議は原則公開していた。しかし、本件有識者会議においては、実施機関の情報公開に対する姿勢が閉鎖的な方向に変化しており合理的でない。

シ 他県においては議事録をインターネットで公開していたり、会議の傍聴要領を設けた自治体も確認できる。

本件有識者会議議事録の公開を拒む実施機関の姿勢は全国的に見ても通用しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書記載事実の認否

- (1) 本県公立高等学校普通科における通学区域制の見直しに「県民の強い関心がある」ことについては認める。

- (2) 本件有識者会議の「議事概要」からは、議論の過程が明らかになっていないという審査請求人の主張については否認する。

本件有識者会議について、実施機関は、各回の開催前に当日の会議資料を報道機関に提供し、会議終了後は、座長が有識者会議を代表して報道機関の取材に対応した。加えて、県教育委員会から報道機関に対し、「会議の概要」について資料提供とともに、取材に応じた。また、会議翌日には、県のホームページに「会議の概要」と会議資料を掲載し、さらに、第3回、第4回及び第5回会議では、それまでの議論を整理した資料を会議資料とし、報道機関に対しても提供した。実施機関では、これらを通じて有識者会議における議論の過程を明らかにしてきたところである。

- (3) 福井地裁判決の内容は承知しているが、福井地裁判決にある大野市学校教育審議会と本件有識者会議とで、その提言等を受けたそれぞれの教育委員会が取り組むべき施策の工程等に大きな違いがあることから、当該判決を本件有識者会議議事録の公開・非公開の判断に結びつけることは適切ではない。

実施機関は、本件有識者会議の5回にわたる議論の成果として平成31年3月に「徳島県立高等学校普通科の通学区域制の在り方について<報告>」（以下「報告書」という。）の提出を受け、この報告書を踏まえて令和元年6月開催の教育委員会会議において、通学区域制の見直しに関する意思決定を行った。しかしながら、本県公立高等学校普通科に設けている学区制については不断の見直しが見込まれており、当該意思決定は、重層的、連続的な一連の意思決定の一部にすぎず、この点が福井地裁判決とは大きく異なる。そのため、本件有識者会議における審議、検討又は協議に関する情報を公にすると、今後予定される同種の意思決定の際に、委員等に対し、通学区域制の在り方について、各方面から様々な働きかけが行われることが容易に想定され、意思決定の中立性を阻害するおそれがあると考えられる。

また、本県の場合、当初から本件有識者会議の委員について、その氏名や職名を明らかにするとともに、各回の出席委員についても公開しているため、発言者氏名を伏せて議事録を公開したとしても、その内容から容易に発言者を特定することができると考えられる。

さらに、福井地裁判決において議論の対象とされた校種は、義務教育段階の小中学校であるが、本県の教育委員会会議で議論の対象としているのは、入学者選抜を経て進学する必要がある高等学校であり、未成熟な情報や事実確認が不十分な情報を含む議論の開示は、各高校に対する誤解を招き、生徒や保護者の進路選択に影響を及ぼすことが懸念され、ひいては、学校間の誤った序列化にもつながり、高校進学に当たり、いたずらに生徒に優越感や劣等感を生じさせるおそれがある。

加えて、本件有識者会議においては、各回の議事の概要や議論を整理した資料を公表することにより、通学区域制の見直しについての議論の過程が明らかとなるようにしており、こうした点も福井地裁判決との相違点である。

- (4) 本件有識者会議が非公開会議であったことを理由に、議事録を非公開としたわけではない。本件有識者会議は、地域間の対立をいたずらにあおるのではなく、専門的な立場からの意見・提言等を聴取し、本県教育行政に反映することを目的として要綱に基づき設置した機関である。本件有識者会議における委員の意見交換部分は、審議、検討又は協議に関する情報であって、未成熟な情報や事実確認が不十分な情報など、そのまま公開したのでは県民の誤解や臆測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。また、本件有識者会議の提言を踏まえた、実施機関の意思決定は、重層的、連続的な一連の意思決定の一部であり、公にすることにより、今後予定される同種の意思決定の中立性が阻害されるおそれもある。加えて、公表

しないという信頼関係に基づき得られた外部有識者の意見を一方的に公開することは、今後、同種の会議において幅広く人材を確保することが困難となり、率直な意見交換を妨げることにもつながることから、当該意見交換の内容は、条例第8条第3号に規定する非公開情報に該当する。

- (5) 本件有識者会議の5回にわたる議論の成果として、平成31年3月に提出された報告書には、令和2年度及び令和3年度入学者選抜における通学区域制の見直しに加え、今回の制度変更の効果や影響等の検証結果を踏まえ、学識経験者を交えた上でしかるべき時期に検討すべきと留意事項が記されている。実施機関は、この報告書を基に、通学区域制の見直しについて、令和3年度入学者選抜において新たな全県一区校を設定すること、それに先立つ令和2年度入学者選抜において流入率を変更することの、2つの意思決定を行ったが、流入率については、学区内外の生徒間における合格最低点の差の縮小という制度見直しの趣旨に鑑み、先の流入率変更の効果や影響等の検証結果を踏まえ、令和3年度入学者選抜において、改めて見直す可能性があるとしている。このように、本県公立高等学校普通科に設けている通学区域制については、数年後と想定される本件有識者会議に相当する機関での検討のみにとどまらず、不断の見直しが見込まれており、今回の意思決定は、重層的、連続的な一連の意思決定の一部にすぎない。そのような状況で、今回の議論の部分が公開されると、今後行われる意思決定において、県民の臆測を招くおそれがある。

そもそも、通学区域制に係る問題は、本来的に立場によって利害が対立する要素をはらむ性格であるところ、本県の場合は本件有識者会議の開催前から各方面の対立が深刻化しており、委員に対する政治的な干渉や働きかけが疑われる事案も確認された。そのため、本件有識者会議における検討、協議に関する情報を公にすると、今後予定される同種の意思決定の際に、委員等に対し、通学区域制の在り方について、各方面から様々な働きかけが行われることが容易に想定され、意思決定の中立性が阻害されるおそれがあると考えられる。

- (6) 以上の理由から、本件有識者会議の議事録における委員による意見交換部分は、条例第8条第3号に規定する非公開情報に該当する。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年7月21日	諮問
同 年10月19日	審議（第176回審査会）
同 年11月30日	審議（第177回審査会）
同 年12月24日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第178回審査会）
令和3年1月21日	審議（第179回審査会）

同	年 2 月 2 6 日	審議（第 1 8 0 回審査会）
同	年 3 月 1 5 日	審議（第 1 8 1 回審査会）
同	年 4 月 2 2 日	審議（第 1 8 2 回審査会）

第 6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 判断に当たっての基本的な考え方

(1) 公文書公開請求制度について

条例は、第 1 条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的としており、その目的を実現するための手段として、公文書の公開を請求する権利を県民等に保障している。

この権利が十分に尊重されるように、実施機関においては、原則公開の立場に立って、条例の解釈・運用しなければならない。

もちろん、実施機関が保有する公文書に記録されている情報の中には、条例第 8 条各号で規定するように、公開することによって個人・法人の権利利益を侵害し、又は公共の利益を損なうおそれがある非公開情報が含まれており、当該情報については、公開原則の例外として非公開とする必要がある。しかし、公開請求があった公文書に非公開情報が記録されている場合にあっても、一律に当該公文書を非公開にすることは適切ではない。実施機関においては、条例第 8 条各号に規定する非公開情報とそれ以外の情報を区分することができるか、個々の公文書の内容を吟味した上で、公開・非公開の判断を行わなければならない。

(2) 条例第 8 条各号の適用について

公文書公開請求に対しては原則公開の立場に立って条例の解釈・運用すべきものであり、条例第 8 条各号の非公開情報の規定は公開原則の例外として位置づけられている。特に、本件事案で争点となった条例第 8 条第 3 号については、実施機関の判断によっては、過度に非公開範囲が広がるおそれがあるため、条例の規定の趣旨に照らして、その適用については慎重に行うべきである。

(3) 部分公開の検討について

公文書の公開・非公開の判断においては、公文書の中に非公開情報が記録されている場合には、常に、条例第 9 条第 1 項に規定する部分公開の余地を検討し、非公開情報が他の情報と容易に区分できる場合にあつては、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。なお、非公開情報が記録されている部分を除いた残りの部分に有意性がない場合にはこの限りではないが、有意性について、社会常識に照らして客観的に判断する必要がある。

2 本件請求について

本件請求は、平成 3 0 年 8 月から平成 3 1 年 3 月までの間に 5 回にわたって開催さ

れた本件有識者会議の議事録の公開を求めるものである。

実施機関は、本件請求に係る公文書として公文書1から公文書5の公文書を特定し、それぞれの公文書について「議事内容」中の「＜意見交換＞」の内容の全て（以下「本件非公開部分」という。）が条例第8条第3号に規定する非公開情報に該当するとして非公開とする本件処分を行った。

審査請求人は、本件非公開部分は条例第8条第3号に該当しないため公開すべきと主張していることから、当審査会では本件非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

3 本県県立高等学校普通科の通学区域制の見直しについて

本件有識者会議は、通学区域制が抱える課題の見直し等に当たり、専門的・中立的な立場の外部有識者から意見を聴取することを目的として平成30年7月に実施機関が設置し、当該会議の委員は教育関係者や民間企業出身者から構成されている。本件有識者会議の会議は原則非公開とされていたが、審議・検討が行われた5回の会議ごとに事務局を務める実施機関が議事要旨を作成し、これを公表している。また、会議の成果として平成31年3月に報告書を取りまとめて実施機関に報告し、県のホームページにおいて公表されている。

実施機関は、報告書を受けて平成31年4月12日開催の徳島県教育委員会第1回定例会、令和元年6月10日開催の徳島県教育委員会第5回定例会及び令和元年6月21日開催の徳島県教育委員会第2回臨時会において検討を重ねた後、令和3年度入学者選抜において特定の高校を新たに全県一区校として設定すること及び令和2年度入学者選抜において流入率を引き上げることの2つの意思決定（以下「本件意思決定」という。）を令和元年6月に行っている。

4 非公開情報該当性について

(1) 本件非公開部分について

当審査会が確認したところ、公文書1から公文書5は、それぞれ、標題、日時、場所、出席者、議事内容の項目名及び意見交換から構成されており、本件非公開部分はいずれも議事内容中の意見交換の内容であると認められた。本件非公開部分には、発言者名とともに発言内容が記録されており、発言内容には通学区域制の見直しに関する具体的な意見交換に関する内容もあれば、それと容易に区分できる形で、議事進行に関する発言、通学区域制見直し全般に関する発言又は議事要旨や報告書と同旨の情報なども含まれていた。

(2) 条例第8条第3号について

条例第8条第3号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

この規定の趣旨は、県をはじめとする行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議（以下「意思形成過程」という。）の適正さを保護することであり、上記のおそれ等があるかは、意思形成過程に関する情報の内容が「事実」であるのか「見解」を含むものなのか、意思形成過程に関する情報の成熟度、意思形成過程の性質、意思形成過程が終了しているか否か等により判断されることになり、意思形成過程に関する情報を公にすることにより生じる支障の程度も当該情報を公にすることの公益性を上回ると認められるものでなければならない。

また、当該意思形成過程が終了すれば、その情報を公にしても既に終了した意思形成過程自体への悪影響は考えられないのであるが、意思形成過程に関する情報の内容によっては、将来の同種の意思形成過程に対して、行政内部における率直な意見の交換が不当に妨げられること、意思決定の中立性が不当に損なわれること等の影響がある場合も考えられる。しかし、そのような場合であっても、どの程度の影響を及ぼすかは一般に予測困難であり不確実であることから、上記のおそれ等があるか否かの判断は、意思形成過程が終了する前の場合よりも慎重になされるべきである。

(3) 非公開情報該当性について

実施機関は、非公開情報該当性について、おおむね次のとおり主張しているので、順次検討する。

ア 実施機関は、本県の公立高等学校普通科に設けている学区制については不断の見直しが見込まれており、当該意思決定は、重層的、連続的な一連の意思決定の一部に過ぎず、一部であっても、公にすることにより、今後予定される同種の意思決定の中立性が阻害されるおそれがある旨主張している。

本件有識者会議の議論については、報告書の提出・公表をもって終了しているので、もはや意思決定過程の情報とは言えないものの、通学区域制の見直しに関する議論は今後も続くと予想される。たしかに、本件意思決定の機微に関する内容が公開されることによって、全県一区校の追加や流入率のさらなる変更のように本件意思決定と同種の意思決定を行う際に支障が生じるおそれはあるかもしれない。しかし、その見直しがいつ、どのようにして行われるのか、その際に本件非公開部分を公にすることによる支障がどれほどあると言えるかについて実施機関から具体的な説明はなく、当審査会が確認したところでも本件非公開部分の全てがそのような支障が生じる情報であるとは到底認められなかった。

イ 実施機関は、本県の通学区域制については各方面の対立が深刻化しており、委員に対する政治的な干渉や働きかけが疑われる事案も確認されているため、本件非公開部分を公にすると、今後予定される同種の意思決定の際に、委員等に対し、通学区域制の在り方について、各方面から様々な働きかけが行われることが容易に想定され、意思決定の中立性が阻害されるおそれがある旨主張する。

本県の通学区域制については、制度の維持・撤廃に関して各方面において賛否が分かれている。このような状況下で、制度の見直しについて会議を開催する場合、会議の参加者に対して、賛成又は反対の立場の者から圧力や干渉など

の働きかけが行われ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることは否定できない。

ところで、本件有識者会議においては、構成員たる委員の氏名及びその役職が公表されており、条例第8条第3号の該当性を認めるに当たっては、会議に出席して何か発言をしたという事実だけでは不十分であり、各委員の発言内容を吟味する必要がある。実施機関が主張する支障については、例えば、通学区域制の撤廃の賛否について具体的意見を表明したときなどにおいて、発言内容と発言者名が併せて公開されるときに顕在化するのであって、通学区域制の見直しについての一般的な発言内容などについては、公開しても特段支障は生じない。当審査会において、本件非公開部分を確認したところ、本件非公開部分の全てについて、公開することによって、実施機関が主張するような支障が生じる情報であるとは認められなかった。

そもそも、発言者の氏名及び発言者が特定される情報を非公開とすれば、前述の支障は生じない。本件有識者会議の委員名が公表されていることを勘案しても、本件非公開部分に、発言者が特定される情報は一部しか含まれていなかった。

ウ 実施機関は、公表しないという信頼関係に基づき得られた外部有識者の意見を一方的に公開することは、今後、同種の会議において幅広く人材を確保することが困難となり、率直な意見交換を妨げることにもつながる旨主張する。

しかし、公表しないという委員との約束があることをもって非公開とすることは、非公開とすることができる情報を限定的に規定した条例の趣旨からは適切ではなく、また、本件有識者会議の設置の趣旨及び委員の役割を考慮すれば、自身の発言内容の全てについて公開されないものと期待していたとは考えられず、仮にそのような期待があったとしても、条例が定める範囲を超えてまで保護されるものではない。今後の同種の会議における人材確保についても、条例による情報公開制度があるという前提には変わりがなく、本件非公開部分を公開することが、将来における人材の確保を困難にさせるという実施機関の主張は採用できない。

本件有識者会議のような会議においては、各委員が自由かつ達意に意見交換を行うことが、よりよい政策決定に資すると認められ、本件非公開部分にも委員が属する地域や団体の実情など率直な発言をしている部分も見受けられた。各委員においては、会議が終了した後であったとしても公開されることはないことを期待して、このような率直な発言をしているものと考えられる。しかし、公開されることはないという期待に対しては前述のとおりである。

エ 実施機関は、未成熟な情報や事実確認が不十分な情報を含む議論の開示は、県民の誤解や臆測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせることが懸念され、ひいては、学校間の誤った序列化にもつながり、高校進学に当たり、いたずらに生徒に優越感や劣等感を生じさせるおそれがある旨主張する。

具体的な意思決定前における自由討議の過程においては、検討過程の未成熟な情報又は事実確認が不十分な情報に基づいた発言などが少なからず含まれるもの

である。議論の成熟度や議論終了後の経過期間などにもよるが、このような情報については、公にすることによって、実施機関の見解に誤解や臆測を呼び、県民の間に不当に混乱を招くおそれがあると認められる。しかし、当審査会が確認したところ、本件非公開部分にも一部そのような情報が含まれることが見受けられたものの、その全てが該当するとまでは認められなかった。

なお、学校間の序列化や生徒に優劣感を抱かせるおそれがあるとする主張については、実施機関からの具体的な説明がない上に、当審査会が確認する限り、そのようなおそれが生じる情報は含まれていなかった。

(4) 小括

以上、本件非公開部分を見分したところ、一部の情報については、条例第8条第3号該当性は認められるものの、その他の部分については、条例第8条第3号に規定する非公開情報に該当するとは認められなかった。

ところで、本件処分において非公開とされた本件非公開部分は公文書1から公文書5のほとんど全ての情報に相当する。本件非公開部分には、議事進行に関する情報など条例第8条各号の非公開情報のいずれにも該当しないと認められる情報が、他の情報と容易に区分できる形で記録されていた。公文書の内容を個別に精査し、検討したのであれば、当該情報は公開が可能であると容易に判断できる情報であると認められる。それにもかかわらず、実施機関は、本件非公開部分の全てが条例第8条第3号に規定する情報に該当するとして非公開としており、非公開とする理由についても本件非公開部分に記録されている情報の内容を整理したものとはなっていない。これは、恐らく、本件非公開部分が、通学区域制という各方面において対立が生じている課題に関する議論内容であったことから、包括的に条例第8条第3号を理由に非公開としたものであると推察される。

しかし、第6の1に記載した条例の趣旨にあるように、条例第8条各号の非公開情報の適用に当たっては、個々の公文書及びその中に記録されている情報の内容を見分した上で、慎重かつ合理的に判断することが求められている。

よって、実施機関が行った本件処分において、公開・非公開の検討が十分に尽くされているとはいえないことから、本件処分を取り消し、再度、公開・非公開の検討を行った上で処分を行うべきと判断する。

再検討を行う際には、次の点を考慮されたい。なお、以下で公開することが相当であると示している部分は、あくまで公開・非公開を判断する際の参考とするための例示であって、公開する部分を以下に記載している部分に限る趣旨ではない。

ア 公文書1について公開することが相当であると認められる情報

1 ページ目から2 ページ目の27行目まで及び11 ページ目の10行目以下全てに記録されている情報は、意見交換には当たらない座長の挨拶や議事進行に関する情報である。このような情報については、公開することによって、支障が生じるとは考えられないため、公開することが相当である。また、例えば、6 ページ目の37行目から38行目まで、7 ページ目の42行目から8 ページ目の3行目まで、8 ページ目の37行目から9 ページ目の5行目まで及び9 ページ目の18行目から30行目までに記録されている情報のように、議事要旨と同旨の情報

もあり、これらの情報についても、公開することが相当である。

その他の部分についても、発言者が特定される情報や忌たんのない率直な発言と認められる部分を限定して非公開とすれば、多くの部分が公開が可能であると認められた。

イ 公文書2について公開することが相当であると認められる情報

1 ページ目から2 ページ目の7行目まで及び1 1 ページ目の2 1 行目から1 2 ページ目に記録されている情報は、おおむね意見交換には当たらない議事進行に関する情報である。このような情報については、公開することによって、支障が生じるとは考えられないため、公開することが相当である。また、例えば、2 ページ目の3 9 行目から3 ページ目の4 行目まで及び3 ページ目の1 6 行目2 0 文字目から2 1 行目までに記録されている情報のように、議事要旨と同旨の情報もあり、これらの情報についても、公開することが相当であると考えられる。

その他の部分についても、発言者が特定される情報や忌たんのない率直な発言と認められる部分を限定して非公開とすれば、多くの部分が公開が可能であると認められた。

ウ 公文書3について公開することが相当であると認められる情報

2 ページ目の1 行目から3 1 行目まで及び1 7 ページ目の3 1 行目から3 5 行目までに記録されている情報は、意見交換には当たらない議事進行に関する情報である。このような情報については、公開することによって、支障が生じるとは考えられないため、公開することが相当である。また、例えば、2 ページ目の3 7 行目から3 ページ目の6 行目まで、1 2 ページ目の9 行目から2 1 行目までに記録されている情報のように、議事要旨と同旨の情報もあり、これらの情報についても、公開することが相当である。

その他の部分についても、発言者が特定される情報、事実確認が不十分な情報及び検討過程の未成熟な情報と認められる部分を限定して非公開とすれば、多くの部分が公開が可能であると認められた。

エ 公文書4について公開することが相当であると認められる情報

1 ページ目から2 ページ目の3 行目まで及び1 3 ページ目の1 5 行目に記録されている情報は、意見交換には当たらない議事進行に関する情報である。このような情報については、公開することによって、支障が生じるとは考えられないため、公開することが相当である。また、例えば、2 ページ目の4 行目から3 ページ目末尾までのように議事要旨や報告書と同旨の情報もあり、これらの情報についても、公開することが相当である。

その他の部分についても、発言者が特定される情報、忌たんのない率直な発言と認められる部分及び未成熟な情報と認められる部分を限定して非公開とすれば、既に報告書が公表されていることなども考慮すれば、公開が可能である情報も比較的多いように見受けられた。

オ 公文書5について公開することが相当であると認められる情報

1 ページ目から2 ページ目の1 4 行目まで及び1 4 ページ目の2 5 行目以下に記録されている情報は、意見交換には当たらない議事進行に関する情報である。

このような情報については、公開することによって、支障が生じるとは考えられないため、公開することが相当である。また、例えば、14ページ目の16行目から22行目までに記録されている情報のように、議事要旨や報告書と同旨の情報もあり、これらの情報についても、公開することが相当である。

その他についても、発言者の氏名や発言者が特定される情報、公開することによって今後行われる同種的意思決定に影響を与えるような情報及び忌たんのない率直な発言と認められる部分を限定して非公開とすれば、既に報告書が公表されていることなども考慮すれば、公開が可能である情報も比較的多いように見受けられた。

5 結論

本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

実施機関が本件処分において非公開とした部分には、内容を個別に精査し、検討したのであれば、公開が可能であると容易に判断できる情報が多く含まれていた。

情報公開制度においては、条例第8条各号の非公開情報を除いて、公開請求の対象となった公文書を公開することを原則としているところ、本件事案における実施機関の対応は、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資するという条例の目的が損なわれることになりかねない。

今後、実施機関においては、公文書の公開・非公開の判断をより慎重に行うことを望む。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	
田中 里佳	公認会計士，税理士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者